

GEOTAB 連携オプション利用規約

GEOTAB 連携オプション利用規約（別紙を含み、以下「本規約」といいます。）は、小田急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）が塵芥収集車等運行管理システム「WOOMS」を利用して提供するサービスのうち、「GEOTAB 連携オプション」の名称（以降、「本オプションサービス」）で提供されるオプションサービスの利用条件を定めるものです。本オプションサービスの利用に際しては、WOOMS App & WOOMS Portal 利用規約のほか、本規約の内容が適用されます。

第1章 総則

第1条 （目的）

本規約は、当社と本オプションサービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）との間の基本的な事項を規定することを目的とします。

第2条 （用語の定義）

本規約では、以下の用語は以下の意味で使用するものとします。

- （1） 「オプションサービス」とは、本サービスのうち、当社と利用者が利用契約等において合意するオプションサービスをいいます。
- （2） 「受託事業者」とは、利用者が利用対象の収集運搬の全部又は一部を委託する事業者をいいます。
- （3） 「塵芥収集車等」とは、塵芥収集車、し尿吸引車その他の廃棄物の収集運搬に用いる自動車をいいます。
- （4） 「第三者」とは、当社及び利用者以外の法人又は個人をいいます。
- （5） 「貸与日」とは、当社と利用者の協議により定める本デバイス機器を貸与し、引き渡す日をいいます。
- （6） 「トライアル契約」とは、利用希望者と当社との間で WOOMS App & Portal 利用規約に基づき締結されるトライアルサービスに係る利用契約をいいます。
- （7） 「トライアルサービス」とは、利用希望者が、当社所定の期間、本サービスの一部を試用することができるサービスをいいます。
- （8） 「本サービス」とは、WOOMS App & Portal 利用規約に定義される「本サービス」であって、当社が WOOMS システムを利用して提供する塵芥収集車等運行管理サポートサービス全般をいいます。
- （9） 「本サービス等」とは、本サービス及びトライアルサービスの総称をいいます。
- （10） 「利用開始日」とは、利用契約等において利用者が本オプションサービスの利用を開始するとされる日をいいます。

- (1 1) 「利用希望者」とは、利用者になろうとする者をいいます。
- (1 2) 「利用契約」とは、WOOMS App & Portal 利用規約に定義される「利用契約」であって、同規約に従って、当社が「WOOMS」を利用して提供する塵芥収集車等運行管理サポートサービスについて、当社と利用者との間で締結される利用契約をいいます。
- (1 3) 「利用契約等」とは、利用契約及びトライアル契約の総称をいいます。
- (1 4) 「利用対象」とは、利用契約等に定める、本サービス又はトライアルサービスの利用対象となる、地区・種別等の廃棄物の収集行為をいいます。
- (1 5) 「Routeware 社」とは、Routeware, Inc. をいいます。
- (1 6) 「Routeware 社システム」とは、当社が Routeware 社からライセンスを受ける Routeware 社の塵芥収集車等運行管理システムをいいます。
- (1 7) 「WOOMS システム」とは、当社が、Routeware 社システムを基幹として構築する塵芥収集車等運行管理サポートに係るシステムをいいます。
- (1 8) 「本デバイス機器」とは、GEOTAB 社(<https://www.geotab.com/>)が製造する「GEOTAB の車載テレマティクスハードウェア」という名称の機器であって、本サービスに関し、塵芥収集車等の状態、位置及び稼働実績等に関するデータを取得・送信等する機器をいいます。
- (1 9) 「WOOMS App & Portal」とは、本サービスのうち、「WOOMS App & Portal」の名称で提供されるサービスをいいます。
- (2 0) 「WOOMS App & Portal 利用規約」とは、本サービスの利用について、当社が別途定める「WOOMS App & Portal 利用規約」をいいます。

第3条 (本オプションサービスの内容)

- 1 WOOMS App & Portal 利用規約に従って、本オプションサービスを含む利用契約等が成立した場合、又は本オプションサービスを追加する旨の利用契約等の変更があったとみなされた場合、当社は、利用者に対し、利用契約等に従って、利用開始日から、本オプションサービスを提供します。
- 2 本オプションサービスにおいて提供される機能の内容は、当社が別途定めるとおりとします。

第4条 (本デバイス機器の貸与)

- 1 当社は、利用者に対し、利用契約等に定める台数の本デバイス機器を貸与日に引き渡し、貸与日から本オプションサービスの利用終了時まで無償で貸与するものとします。
- 2 本オプションサービスの利用が終了した場合、利用者は、直ちに本デバイス機器を当社に返還するものとします。
- 3 利用者は、本デバイス機器は、当社が Routeware 社から貸与を受けた機器であって、本

オプションサービスにおいて、利用者は、当社から当該機器の転貸を受けるものであることを認識するものとします。ただし、利用者は、本オプションサービスに関し、Routeware 社に何らの請求もできないものとします。

- 4 利用者は、本デバイス機器で取得できるデータについて、正確性を保証するものではなく、WOOMS システムに記録されている運転動態に関するデータを補助するものであることを認識するものとします。

第5条 （本デバイス機器の設置・撤去等）

- 1 前条第1項の貸与にあたり、利用者は、安全上の責任について、塵芥車運転者もしくは車両管理者に生じることを認識するものとします。
- 2 本デバイス機器の設置に関する一切の費用を利用者が負担するものとします。
- 3 前条第2項の返還にあたり、当社は、前項に基づき設置した本デバイス機器を直ちに撤去することができるものとし、利用者は、当該撤去に協力するものとします。

第6条 （本デバイス機器の維持・管理等）

- 1 利用者は、当社より引き渡された本デバイス機器を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
- 2 利用者は、本デバイス機器を塵芥車の OBD II ポートに差し込み、タイラップ等で固定する必要があることを認識するものとします。
- 3 利用者は、車検や定期点検等において OBD II ポートを利用する場合、本デバイス機器を都度取り外し、再設置するものとします。
- 4 利用者の判断で、装備品のハーネスを用いて、車検や定期点検等において本デバイス機器を差し込んでおくことも可能ですが、その場合、利用者は、検査データに支障が生じる可能性があることを認識するものとします。
- 5 利用者は、本デバイス機器の設置後、GEOTAB 社が発行するマニュアルに従い、本デバイス機器の通信の正常性テストを行い、インターネットを通じて確認する必要があることを認識します。また、設置した本デバイス機器のロット番号および塵芥車の車体番号を当社へ通知し、当社は利用者からの通知をもって、使用開始の手続きを行うものとします。
- 6 利用者は、設置された本デバイス機器に異常、不具合等が生じた場合、又は、本デバイス機器を OBD II ポートへ接続することが原因で塵芥収集車等に不具合等が生じる可能性が否定できないことを認識し、生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないこととします。
- 7 利用者の責めに帰すべき事由により、本デバイス機器の落下・毀損・発煙・水没等に伴うトラブルを生じさせた場合、又は、通常想定される態様を超えた取扱い等第1項に違反して本デバイス機器を取り扱ったことにより生じた損害について、当社は一切

の責任を負わないものとします。

第7条 (本デバイス機器の交換)

- 1 本デバイス機器が利用者の責に帰すべき事由によらず故障又は損傷し、本オプションサービスの用に供することができなくなった場合、当社は、当該本デバイス機器を無償で交換するものとします。ただし、当該故障又は損傷の原因が明らかでない場合、利用者の責に帰すべき事由によるものとみなし、その判断の一切は当社が行うものとします。

第8条 (禁止事項)

利用者は、WOOMS App & Portal 利用規約第12条に定めるもののほか、以下の各号に定める行為又は該当すると当社が判断する行為を行わないものとします。

- (1) 本デバイス機器を当社の承諾なく、操作し、譲渡、転貸、分解、改造、破壊等し、著しく汚損させ、又は不正に使用する行為
- (2) 本オプションサービスを利用対象に関する塵芥収集車等運行管理の目的を超えて利用する行為
- (3) 本オプションサービスを、法令に違反する行為、犯罪行為又は公序良俗に反する行為に利用する行為
- (4) 本オプションサービスのコード若しくはアルゴリズムを閲覧し、又は、本オプションサービスを改変する行為
- (5) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブラその他本オプションサービスを解析する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 本オプションサービス及びその資機材に表示される特許、著作権、商標その他の知的財産権に関する表示を削除、複製又は変更する行為
- (7) 当社の書面による事前同意なくして本オプションサービスを第三者に利用させる行為
- (8) 本オプションサービスに関し、コンピューターウィルス等の有害なプログラムを使用し、又は提供する行為
- (9) 本オプションサービスの運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (10) 本オプションサービスに不正にアクセスする行為又はそれを試みる行為
- (11) 当社若しくは第三者の権利若しくは法律上の利益（著作権、特許権、営業秘密、財産権、名誉権、プライバシー権等を含むがこれに限られない）を侵害する又は侵害するおそれのある行為
- (12) 当社若しくは第三者に損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (13) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為、又は公序良俗に反する情報を他の利用者若しくは第三者に提供する行為

- (14) 法令等に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (15) W00MS App & Portal 利用規約及び本規約に違反する行為
- (16) その他、当社が不適切と判断する行為

第9条 (本オプションサービスの中断)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本オプションサービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 本オプションサービスの提供に必要な機器（本デバイス機器を含みます。）、システム、サーバー等の設備の一部若しくは全部につき、システム拡張、メンテナンス等を行うためこれらを停止させる場合
 - (2) 本オプションサービスの提供に必要な機器（本デバイス機器を含みます。）、システム、サーバー等の設備の障害を補修する場合
 - (3) 第三者からの不正アクセスを受けた場合等、当社が本オプションサービスを中断する合理的理由が認められると判断した場合
 - (4) 天災、地変等の非常事態が発生ないし発生するおそれがある場合
 - (5) 本オプションサービスの提供に必要な電気通信設備の障害等、やむを得ない事由が生じた場合
 - (6) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止した場合
 - (7) その他、当社が本オプションサービスの提供の全部又は一部を中止することが必要であると判断した場合
- 2 前項の本オプションサービスの提供の中断によって、利用者及び第三者に損害が発生したとしても、当社は一切その責任を負いません。
- 3 第1項の規定により本オプションサービスの提供を中断するときは、当社は原則としてあらかじめその理由、提供を中断する日時及び期間を利用者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではないものとします。

第10条 (本オプションサービスの停止)

- 1 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、本オプションサービスの提供の全部又は一部を停止することがあります。
 - (1) 第8条に違反する行為を行った場合
 - (2) 本規約に違反し、1週間以内に違反状態を是正するように催告したにもかかわらず、違反状態を解消できなかった場合
 - (3) その他、本規約に違反した場合のほか、利用者として不適切と当社が判断した場合
- 2 前項の本オプションサービスの提供の停止によって、利用者及び第三者に損害が発生したとしても、当社は一切その責任を負いません。
- 3 第1項の規定により本オプションサービスの提供の停止をするときは、当社はその判

断に関する理由を開示する義務は負いません。

第11条（利用終了）

- 1 利用者は、当社所定の方法により、利用終了月の3ヶ月前の月の末日までに、当社に通知することにより、利用終了月の末日限りで、本オプションサービスの利用を終了することができるものとします。
- 2 当社は、利用者が以下の各号の一に該当する場合、事前に利用者に催告することなく、直ちに当該利用者の本オプションサービスの利用を終了させることができるものとします。
 - (1) 第8条に違反する行為を行った場合
 - (2) その他、本規約に違反した場合のほか、利用者として不適切と当社が判断した場合

第12条（利用期間）

- 1 本オプションサービスの利用期間は、利用契約に定める本オプションサービスの利用期間とします。
- 2 前項の利用期間が満了した場合のほか、利用契約が終了した場合又は前条に基づく場合、本オプションサービスの利用は終了するものとします。
- 3 第8条、第13条ないし第15条の規定は、本オプションサービスの利用終了後も、依然として有効に存続するものとします。

第13条（分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合でも、本規約の他の条項は、引き続き完全な効力を有するものとします。

第14条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び本規約に基づき発生する義務の履行等については、日本国法に準拠するものとします。

第15条（合意管轄等）

- 1 本オプションサービスに関連して利用者と当社との間で問題が生じた場合には、両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。
- 2 前項の協議によっても解決を図ることができず、やむなく訴訟による場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（本規約の変更）

- 1 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものと

ます。

- 2 当社が本規約を変更する場合、その変更の14日前までに当社が適当と認める方法により利用者に通知するものとし、利用者がその通知後30日が経過するまでに本規約の規定に従って利用契約の解約を申し出なかった場合、本規約の変更に同意したものとみなします。